１７－１２－１３－1
平成２９年１２月１３日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所
原子炉施設保安業務統括管理者
発電所長　内田　俊志　殿

福島第一原子力規制事務所
統括原子力運転検査官　小林　隆輔

安全確保設備等の近傍での現場作業時のリスク抽出及び対応の検討について
（指導）

平成２９年１１月２０日に「２号機原子炉格納容器ガス管理設備の運転上の制限逸脱事象」、１１月２７日に「３号機使用済燃料プール循環冷却設備一次系ポンプ停止事象」等、過去に福島第一原子力発電所で発生した不適合事象と同様の要因と思われる事象が繰り返し発生している。これらは、安全確保設備等の近傍での現場作業時の不備に起因したものである

ついては、実施計画に基づく予防処置の取組みが適切に機能しているか再点検するとともに、安全確保設備等の停止等を引き起こす可能性のある現場作業時のリスクを予め抽出し、運転管理及び作業管理の両面から対策を講じることで、運転管理上のリスクの顕在化を防ぐため、下記のとおり対応を求める。

記

・予防処置の取組みに関する再点検結果
・安全確保設備等の近傍において計画している現場作業を対象として、安全確保設備等の停止等を引き起こす可能性のあるリスクを抽出し、その対応についての検討結果

上記について、平成３０年１月３１日までに報告すること。

以　上